



**SA2024**



## 問題編



行政法—012

✓  
解けたら  
Check!

2  
問

### 032 避難等の措置

次は、警察官職務執行法（以下「警職法」という。）4条に規定する避難等の措置についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 警職法4条の措置は、「危険な事態」であれば、その状態の適法性や正当性の有無を問わず対象となるが、本人が自らの意思でその原因を作り出した場合はこれに含まれない。
- 2 道路交通法6条4項に基づく警察官等の交通規制や、災害対策基本法61条1項に基づく警察官等の避難の指示は、警職法4条の規定に優先して適用される。
- 3 警告は、相手方に必要な行為を行うよう指導等するものにとどまり、それに従う法的義務を課すものではない。
- 4 警察官は、危険な事態があつて急を要する場合、通常必要と認められる措置をとることを命じることができるが、その命令の対象は、管理者等その事態の発生・収拾について責任を有する者に限られない。
- 5 警察官は、危険な事態があつて急を要する場合、自ら危害防止のために通常必要と認められる措置をとることができる。

解答の目安となる時間です。

1ページ内に問題と解説を配置！

問題と解説を確認するためにわざわざページを行き来する必要はありません。



### 解説と解答

1 警職法4条1項の「危険な事態」には、本人が危険を引き起こした場合も含まれる。例えば、自衛隊の実弾演習場に演習を妨害する意図で入り込んだ者に対して、具体的に危険が及ぶおそれがあれば、警職法4条に基づいて強制的に演習場の外へ連れ出すことができる。

**＋プラス解説** 2枝文にあるような特別法の規定が優先的に適用され、警職法4条に基づく権限は補充的に行使されるにとどまる。3警告は、いわゆる行政指導に当たり、対象者はこれに従う法的義務を負わない。4命令の対象には、事態の発生・収拾に係る責任者のほか、「その場に居合わせた者」も含まれる（警職法4条1項）。



正解 1

# ワンポイント教養



ワンポイント教養

行政法—012

## 避難等の措置

でる順ランク!!

試験にでる順に問題が並んでいるから、優先してマスターすべき問題が一目瞭然!!

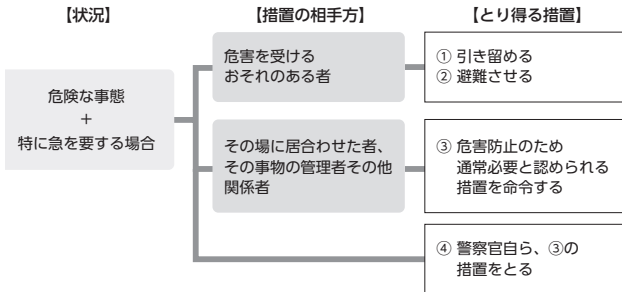
図表で解説!

得点アップに直結する頻出事項を厳選しました。



**避難等の措置で、警告にとどまらず、必要な措置をとる場合、どのようなことができるか?**

危険な事態に加え、特に急を要する場合に必要な措置をとることができず。どのようなことができるかについては、下の図表を確認してください。



	内容	性質
① 引き留める	危険な場所に立ち入らないように抑止する 例 隊列を組んで阻止線を張り、交通を遮断する	相手方の意思にかかわらず強制的に行うことができる (即時強制)
② 避難させる	危険な場所から退避させる	
③ 危害防止の措置命令	社会通念上、危害防止のために通常用いられる手段をとるよう命令する 例 破損した広告塔の撤去、野次馬の解散	相手方は命令に従う法的義務を負う
④ 危害防止の措置	関係者等に命令するいとまのないとき、関係者等が命令に従わないとき、警察官が行うことが適当なとき等に、警察官自ら、危害防止のための措置をとる	相手方の意思にかかわらず強制的に行うことができる (即時強制)

A  
ランク

常に出る

行政法

B  
ランク

よく出る

行政法

C  
ランク

差がつく

行政法



# 目次



本書の使い方.....	2
略称一覧.....	14

## A ランク [常に出る]

憲法 001	<b>001</b>	天皇の地位と権能	16
憲法 002	<b>002</b>	基本的人権	18
憲法 003	<b>003</b>	人権享有主体性	19
憲法 004	<b>004</b>	公務員の地位と基本的人権	20
憲法 005	<b>005</b>	肖像権と警察活動	21
憲法 006	<b>006</b>	表現の自由	23
憲法 007	<b>007</b>	報道・取材の自由	24
憲法 008	<b>008</b>	通信の秘密と犯罪捜査	26
憲法 009	<b>009</b>	人身の自由	27
憲法 010	<b>010</b>	法定手続の保障	28
憲法 011	<b>011</b>	令状主義 (憲法 33 条)	30
憲法 012	<b>012</b>	令状主義 (憲法 35 条)	32
憲法 013	<b>013</b>	被告人の権利	33
憲法 014	<b>014</b>	黙秘権	34
憲法 015	<b>015</b>	自白法則	35
憲法 016	<b>016</b>	社会権的基本権	36
憲法 017	<b>017</b>	国会の地位及び権能	37
憲法 018	<b>018</b>	衆議院の優越	39
憲法 019	<b>019</b>	内閣の地位と権能	41
憲法 020	<b>020</b>	憲法改正	43
行政法 001	<b>021</b>	警察の責務	44
行政法 002	<b>022</b>	都道府県公安委員会	45
行政法 003	<b>023</b>	警察署協議会	46
行政法 004	<b>024</b>	都道府県警察相互間の関係	47
行政法 005	<b>025</b>	援助の要求	48
行政法 006	<b>026</b>	管轄区域外における職権行使	49
行政法 007	<b>027</b>	苦情申出制度	50
行政法 008	<b>028</b>	職務質問	51
行政法 009	<b>029</b>	所持品検査	53
行政法 010	<b>030</b>	凶器捜検	55
行政法 011	<b>031</b>	保護	56
行政法 012	<b>032</b>	避難等の措置	58
行政法 013	<b>033</b>	犯罪の予防・制止	60
行政法 014	<b>034</b>	立入り	62
行政法 015	<b>035</b>	武器の使用	64
行政法 016	<b>036</b>	武器の使用	65
行政法 017	<b>037</b>	公務員の服務	67
行政法 018	<b>038</b>	地公法における罰則	69
行政法 019	<b>039</b>	即時強制	70
行政法 020	<b>040</b>	国家賠償責任	71
刑法 001	<b>041</b>	刑法の適用範囲	72
刑法 002	<b>042</b>	刑法の場所的適用範囲	73
刑法 003	<b>043</b>	犯罪の成立要件	75
刑法 004	<b>044</b>	罪数	76

刑法 005	<b>045</b>	犯罪類型	77
刑法 006	<b>046</b>	不作為犯	78
刑法 007	<b>047</b>	因果関係	80
刑法 008	<b>048</b>	違法性阻却事由	81
刑法 009	<b>049</b>	正当防衛	82
刑法 010	<b>050</b>	緊急避難	83
刑法 011	<b>051</b>	責任能力	85
刑法 012	<b>052</b>	故意・過失	87
刑法 013	<b>053</b>	事実の錯誤	88
刑法 014	<b>054</b>	錯誤	90
刑法 015	<b>055</b>	未遂	91
刑法 016	<b>056</b>	実行の着手と成立罪名	93
刑法 017	<b>057</b>	共同正犯	94
刑法 018	<b>058</b>	教唆犯	95
刑法 019	<b>059</b>	共犯と身分	97
刑法 020	<b>060</b>	公務執行妨害罪	98
刑法 021	<b>061</b>	公務執行妨害罪	99
刑法 022	<b>062</b>	逃走の罪の一部改正	101
刑法 023	<b>063</b>	賄賂の罪	102
刑法 024	<b>064</b>	放火の罪	103
刑法 025	<b>065</b>	放火の罪	104
刑法 026	<b>066</b>	文書偽造の罪	106
刑法 027	<b>067</b>	文書偽造の罪	107
刑法 028	<b>068</b>	傷害罪	109
刑法 029	<b>069</b>	同時傷害の特例	110
刑法 030	<b>070</b>	不同意わいせつ罪、不同意性交等罪	111
刑法 031	<b>071</b>	性犯罪に係る令和 5 年刑法改正	112
刑法 032	<b>072</b>	脅迫罪	113
刑法 033	<b>073</b>	住居侵入罪	114
刑法 034	<b>074</b>	住居侵入罪及び不退去罪	115
刑法 035	<b>075</b>	業務妨害罪	116
刑法 036	<b>076</b>	名誉に対する罪	118
刑法 037	<b>077</b>	財産犯の客体	119
刑法 038	<b>078</b>	不法領得の意思	120
刑法 039	<b>079</b>	窃盗罪	121
刑法 040	<b>080</b>	窃盗罪	122
刑法 041	<b>081</b>	強盗の罪	124
刑法 042	<b>082</b>	事後強盗罪	126
刑法 043	<b>083</b>	詐欺罪	128
刑法 044	<b>084</b>	詐欺罪	129
刑法 045	<b>085</b>	恐喝罪	131
刑法 046	<b>086</b>	横領の罪	133
刑法 047	<b>087</b>	毀棄・隠匿の罪	134
刑法 048	<b>088</b>	身分犯	135
刑法 049	<b>089</b>	事例と適用罪名	136
刑法 050	<b>090</b>	罪数	137
刑事訴訟法 001	<b>091</b>	司法警察員と司法巡査の権限	138
刑事訴訟法 002	<b>092</b>	司法警察員と司法巡査の権限	139
刑事訴訟法 003	<b>093</b>	司法警察職員と検察官の関係	141
刑事訴訟法 004	<b>094</b>	被疑者国選弁護制度	142
刑事訴訟法 005	<b>095</b>	接見交通権	143
刑事訴訟法 006	<b>096</b>	接見指定	144
刑事訴訟法 007	<b>097</b>	告訴・告発	145
刑事訴訟法 008	<b>098</b>	告訴・告発	146
刑事訴訟法 009	<b>099</b>	自首	148
刑事訴訟法 010	<b>100</b>	検視	150
刑事訴訟法 011	<b>101</b>	任意捜査と強制捜査	151

刑事訴訟法 012	<b>102</b>	任意捜査と強制捜査	152
刑事訴訟法 013	<b>103</b>	通常逮捕	153
刑事訴訟法 014	<b>104</b>	逮捕状の緊急執行	154
刑事訴訟法 015	<b>105</b>	緊急逮捕	155
刑事訴訟法 016	<b>106</b>	緊急逮捕	156
刑事訴訟法 017	<b>107</b>	緊急逮捕できる罪名	157
刑事訴訟法 018	<b>108</b>	現行犯逮捕	159
刑事訴訟法 019	<b>109</b>	現行犯逮捕	160
刑事訴訟法 020	<b>110</b>	準現行犯逮捕	162
刑事訴訟法 021	<b>111</b>	準現行犯逮捕	163
刑事訴訟法 022	<b>112</b>	軽微犯罪の特則	166
刑事訴訟法 023	<b>113</b>	引致	168
刑事訴訟法 024	<b>114</b>	逮捕後の手続	169
刑事訴訟法 025	<b>115</b>	被疑者の勾留	170
刑事訴訟法 026	<b>116</b>	同一事実による再逮捕	171
刑事訴訟法 027	<b>117</b>	令状による捜索・差押え	172
刑事訴訟法 028	<b>118</b>	令状による捜索・差押え	173
刑事訴訟法 029	<b>119</b>	捜索・差押えの実施	174
刑事訴訟法 030	<b>120</b>	捜索・差押えの実施	175
刑事訴訟法 031	<b>121</b>	捜索・差押えにおける必要な処分等	178
刑事訴訟法 032	<b>122</b>	捜索・差押えの夜間執行	180
刑事訴訟法 033	<b>123</b>	押収拒絶権者	181
刑事訴訟法 034	<b>124</b>	令状によらない捜索・差押え	182
刑事訴訟法 035	<b>125</b>	令状によらない捜索・差押え	183
刑事訴訟法 036	<b>126</b>	令状によらない捜索・差押え	184
刑事訴訟法 037	<b>127</b>	押収物の保管・処分等	188
刑事訴訟法 038	<b>128</b>	鑑定	189
刑事訴訟法 039	<b>129</b>	領置	190
刑事訴訟法 040	<b>130</b>	強制採尿・強制採血	191
刑事訴訟法 041	<b>131</b>	被疑者の取調べ	193
刑事訴訟法 042	<b>132</b>	送致・送付	194
刑事訴訟法 043	<b>133</b>	公訴時効	195
刑事訴訟法 044	<b>134</b>	公判前整理手続	196
刑事訴訟法 045	<b>135</b>	合意制度	197
刑事訴訟法 046	<b>136</b>	証拠能力・証明力	198
刑事訴訟法 047	<b>137</b>	自白	199
刑事訴訟法 048	<b>138</b>	自白	200
刑事訴訟法 049	<b>139</b>	伝聞法則	202
刑事訴訟法 050	<b>140</b>	捜査書類の証拠能力	203
総務・警務 001	<b>141</b>	ハラスメント	204
総務・警務 002	<b>142</b>	被疑者取調べ監督制度	205
総務・警務 003	<b>143</b>	捜査費経理の基本	206
総務・警務 004	<b>144</b>	国庫が捜査費等を支弁する犯罪	207
総務・警務 005	<b>145</b>	懲戒処分と分限処分	208
総務・警務 006	<b>146</b>	適正な留置管理業務の推進	209
総務・警務 007	<b>147</b>	被留置者の護送	210
総務・警務 008	<b>148</b>	拳銃の使用及び取扱い	211
総務・警務 009	<b>149</b>	情報セキュリティ対策	212
総務・警務 010	<b>150</b>	拾得物件受領時の留意事項	213
総務・警務 011	<b>151</b>	ワークライフバランスの推進	214
総務・警務 012	<b>152</b>	警察官採用募集活動の推進	215
総務・警務 013	<b>153</b>	犯罪被害者等への各種公費負担制度	216
総務・警務 014	<b>154</b>	身上把握・指導	217
総務・警務 015	<b>155</b>	非違事案の防止	218
総務・警務 016	<b>156</b>	公用車の交通事故防止	219
生活安全 001	<b>157</b>	学校安全の確保に向けた対策	220
生活安全 002	<b>158</b>	サイバー戦略	221

生活安全 003	159	不正アクセス禁止法	222
生活安全 004	160	サイバー犯罪	223
生活安全 005	161	適正な保護の取扱い	224
生活安全 006	162	認知症に係る行方不明者発見活動の推進	225
生活安全 007	163	子供や女性を性犯罪等から守る施策の推進	226
生活安全 008	164	人身安全関連事案への対応	227
生活安全 009	165	ストーカー規制法による規制対象行為	228
生活安全 010	166	改正 DV 防止法	229
生活安全 011	167	児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応	230
生活安全 012	168	特殊詐欺の手口と対策	231
生活安全 013	169	還付金詐欺対策の強力な推進	232
生活安全 014	170	風営法に基づく立入り	233
生活安全 015	171	風営法における客引きの禁止	234
生活安全 016	172	売春防止法	235
生活安全 017	173	少年法の改正等	236
生活安全 018	174	少年事件の送致	237
生活安全 019	175	少年警察活動	238
生活安全 020	176	学校におけるいじめ問題への対応	239
生活安全 021	177	非行なし事案の防止	240
生活安全 022	178	福祉犯捜査の根拠法令と違反態様	241
生活安全 023	179	特定商取引等事犯の手口	242
生活安全 024	180	生活経済事犯対策の推進	243
生活安全 025	181	軽犯罪法・銃刀法	244
生活安全 026	182	動物虐待等事案への対応	245
地域 001	183	地域警察運営規則	246
地域 002	184	地域警察の強化	247
地域 003	185	巡視	248
地域 004	186	地域警察における業務管理	249
地域 005	187	地域警察の勤務制・運用	250
地域 006	188	巡回連絡	251
地域 007	189	交番相談員	252
地域 008	190	交番・駐在所連絡協議会	253
地域 009	191	緊急自動車の緊急走行	254
地域 010	192	急訴事案に対する措置	255
地域 011	193	通信指令	256
地域 012	194	簡易書式例対象事件	257
地域 013	195	雑踏警備	258
地域 014	196	受傷事故防止	259
刑事 001	197	特殊詐欺対策の推進	260
刑事 002	198	選挙違反取締り	261
刑事 003	199	取調べの録音・録画	262
刑事 004	200	大麻事犯の取締り	263
刑事 005	201	証拠物件の適正な取扱い	264
刑事 006	202	DNA 型鑑定資料の採取等	265
刑事 007	203	国際犯罪捜査	266
刑事 008	204	被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進	267
刑事 009	205	マネー・ローンダリング対策	268
刑事 010	206	組織犯罪対策	269
刑事 011	207	暴力団対策	270
刑事 012	208	暴力団対策法における暴力的要求行為の禁止等	271
刑事 013	209	警察庁指定被疑者特別手配要綱	272
刑事 014	210	広域重要犯罪の捜査	273
刑事 015	211	身元確認制度	274
刑事 016	212	弁解録取	275
刑事 017	213	顔画像鑑定活用上の留意事項	276
刑事 018	214	告訴・告発等の取扱要領	277
刑事 019	215	誘拐又は誘拐の疑いのある事案等における対応	278

刑事 020	<b>216</b>	被疑者の取調べ及び参考人等の事情聴取	279
刑事 021	<b>217</b>	早期死体现象	280
刑事 022	<b>218</b>	銃器犯罪の取締り	281
刑事 023	<b>219</b>	薬物事犯における採尿の実施	282
刑事 024	<b>220</b>	現場保存	283
刑事 025	<b>221</b>	ポリグラフ検査	284
刑事 026	<b>222</b>	急訴事案に対する措置	285
刑事 027	<b>223</b>	暴力団の対立抗争事件	286
刑事 028	<b>224</b>	検視	287
刑事 029	<b>225</b>	デジタルカメラで撮影した写真の活用	288
刑事 030	<b>226</b>	被疑者の公開捜査	289
刑事 031	<b>227</b>	窃盗の中種別制度における手口	290
刑事 032	<b>228</b>	被害者連絡実施要領	291
交通 001	<b>229</b>	運転免許の効力の仮停止	292
交通 002	<b>230</b>	妨害運転（あおり運転）	293
交通 003	<b>231</b>	認知機能検査等	294
交通 004	<b>232</b>	交通事故事件捜査	295
交通 005	<b>233</b>	緊急自動車	296
交通 006	<b>234</b>	警察官等の行う交通規制	297
交通 007	<b>235</b>	交通事故抑止に資する交通指導取締り	298
交通 008	<b>236</b>	過労運転等の禁止	299
交通 009	<b>237</b>	ひき逃げ事件捜査	300
交通 010	<b>238</b>	大規模災害に伴う交通規制	301
交通 011	<b>239</b>	道路使用許可	302
交通 012	<b>240</b>	飲酒検知拒否等	303
交通 013	<b>241</b>	飲酒運転周辺者三罪	304
交通 014	<b>242</b>	交通反則通告制度	305
交通 015	<b>243</b>	ゾーン 30 プラス	306
交通 016	<b>244</b>	交通事故抑止対策	307
交通 017	<b>245</b>	運転免許制度等	308
交通 018	<b>246</b>	特定小型原動機付自転車	309
交通 019	<b>247</b>	令和 4 年の改正道交法	310
交通 020	<b>248</b>	共同危険行為等禁止違反	311
交通 021	<b>249</b>	歩行者の安全確保に向けた取組	312
交通 022	<b>250</b>	自転車の通行方法等	313
交通 023	<b>251</b>	安全運転管理者制度	314
交通 024	<b>252</b>	放置違反金制度	315
交通 025	<b>253</b>	交通街頭活動中における受傷事故防止	316
交通 026	<b>254</b>	違反が競合する場合の処理要領	317
交通 027	<b>255</b>	危険運転致死傷罪	318
交通 028	<b>256</b>	高齢者講習等	319
警備 001	<b>257</b>	警備警察の意義	320
警備 002	<b>258</b>	警備犯罪の特徴	321
警備 003	<b>259</b>	日本共産党の動向	322
警備 004	<b>260</b>	右翼運動等	323
警備 005	<b>261</b>	極左暴力集団の動向	324
警備 006	<b>262</b>	重要防護対象等に対する警戒警備	325
警備 007	<b>263</b>	梅雨期及び台風期における災害警備体制の強化	326
警備 008	<b>264</b>	選挙警護	327
警備 009	<b>265</b>	警護の見直しのための具体的措置	328
警備 010	<b>266</b>	対日有害活動	329
警備 011	<b>267</b>	不法滞在者等発見の着眼点	330
警備 012	<b>268</b>	不正輸出等犯罪対策の推進	331
警備 013	<b>269</b>	国際テロ情勢と対策	332
警備 014	<b>270</b>	サイバー空間における警備情勢	333





## ランク [よく出る]

憲法 021	<b>271</b>	法の下の平等	336
憲法 022	<b>272</b>	精神的自由権	337
憲法 023	<b>273</b>	信教の自由	338
憲法 024	<b>274</b>	不当な抑留及び拘禁からの自由	339
憲法 025	<b>275</b>	遡及処罰の禁止・一事不再理	340
憲法 026	<b>276</b>	受益権	341
憲法 027	<b>277</b>	参政権	342
憲法 028	<b>278</b>	国民の義務	343
憲法 029	<b>279</b>	国会議員の地位・特権	344
憲法 030	<b>280</b>	司法権	345
行政法 021	<b>281</b>	管轄区域の境界周辺における事案に関する権限	346
行政法 022	<b>282</b>	現行犯人に関する職権行使	347
行政法 023	<b>283</b>	緊急事態の布告	348
行政法 024	<b>284</b>	自動車検問	349
行政法 025	<b>285</b>	任意同行	350
行政法 026	<b>286</b>	条例	351
行政法 027	<b>287</b>	地方公務員の守秘義務	352
行政法 028	<b>288</b>	懲戒処分	353
行政法 029	<b>289</b>	行政処分の意義	354
行政法 030	<b>290</b>	不服申立制度	355
刑法 051	<b>291</b>	罪刑法定主義	356
刑法 052	<b>292</b>	間接正犯	357
刑法 053	<b>293</b>	結果的加重犯	358
刑法 054	<b>294</b>	犯罪行為の形態	359
刑法 055	<b>295</b>	過失犯	360
刑法 056	<b>296</b>	中止犯	361
刑法 057	<b>297</b>	未遂犯が処罰される犯罪	362
刑法 058	<b>298</b>	予備罪	363
刑法 059	<b>299</b>	不能犯	364
刑法 060	<b>300</b>	共謀共同正犯	365
刑法 061	<b>301</b>	幫助犯	366
刑法 062	<b>302</b>	共犯の錯誤	367
刑法 063	<b>303</b>	共犯関係からの離脱	368
刑法 064	<b>304</b>	観念的競合	369
刑法 065	<b>305</b>	罪数	370
刑法 066	<b>306</b>	刑罰の種類	371
刑法 067	<b>307</b>	犯人蔵匿等罪	372
刑法 068	<b>308</b>	証拠隠滅等罪	373
刑法 069	<b>309</b>	特別公務員職権濫用罪及び特別公務員暴行陵虐罪	374
刑法 070	<b>310</b>	往来を妨害する罪	375
刑法 071	<b>311</b>	賭博の罪	376
刑法 072	<b>312</b>	通貨偽造の罪	377
刑法 073	<b>313</b>	公文書偽造罪及び虚偽公文書作成罪	378
刑法 074	<b>314</b>	不正指令電磁的記録に関する罪	379
刑法 075	<b>315</b>	電磁的記録不正作出罪	380
刑法 076	<b>316</b>	公然わいせつ罪及びわいせつ物頒布等罪	381
刑法 077	<b>317</b>	殺人の罪	382
刑法 078	<b>318</b>	暴行罪	383
刑法 079	<b>319</b>	監護者わいせつ罪・監護者性交等罪	384
刑法 080	<b>320</b>	遺棄の罪	385
刑法 081	<b>321</b>	逮捕・監禁の罪	386
刑法 082	<b>322</b>	略取・誘拐及び人身売買の罪	387
刑法 083	<b>323</b>	財産罪	388

刑法 084	<b>324</b>	窃盗罪	389
刑法 085	<b>325</b>	親族相盗例	390
刑法 086	<b>326</b>	盗品等に関する罪	391
刑事訴訟法 051	<b>327</b>	弁護士選任権者	392
刑事訴訟法 052	<b>328</b>	弁護士等以外の者との接見	393
刑事訴訟法 053	<b>329</b>	告訴権者	394
刑事訴訟法 054	<b>330</b>	告訴不可分の原則	395
刑事訴訟法 055	<b>331</b>	告訴・告発・自首	396
刑事訴訟法 056	<b>332</b>	逮捕状の請求手続	397
刑事訴訟法 057	<b>333</b>	緊急逮捕の手続	398
刑事訴訟法 058	<b>334</b>	現行犯人の認定	399
刑事訴訟法 059	<b>335</b>	私人による現行犯逮捕	400
刑事訴訟法 060	<b>336</b>	軽微犯罪の特則	401
刑事訴訟法 061	<b>337</b>	「逮捕の現場」の範囲	402
刑事訴訟法 062	<b>338</b>	逮捕全般	403
刑事訴訟法 063	<b>339</b>	逮捕・勾留	404
刑事訴訟法 064	<b>340</b>	弁解録取手続	405
刑事訴訟法 065	<b>341</b>	捜索・差押えの範囲	406
刑事訴訟法 066	<b>342</b>	捜索・差押えの立会人	407
刑事訴訟法 067	<b>343</b>	捜索・差押え時における写真撮影	408
刑事訴訟法 068	<b>344</b>	検証	409
刑事訴訟法 069	<b>345</b>	身体検査	410
刑事訴訟法 070	<b>346</b>	捜索・差押え全般	411
刑事訴訟法 071	<b>347</b>	鑑定及び身体検査	412
刑事訴訟法 072	<b>348</b>	必要な令状	413
刑事訴訟法 073	<b>349</b>	実況見分	414
刑事訴訟法 074	<b>350</b>	別事件の証拠品を発見した場合の措置	415
刑事訴訟法 075	<b>351</b>	押収物の還付・仮還付	416
刑事訴訟法 076	<b>352</b>	取調べの録音・録画	417
刑事訴訟法 077	<b>353</b>	通信傍受	418
刑事訴訟法 078	<b>354</b>	公務所等に対する照会	419
刑事訴訟法 079	<b>355</b>	公訴	420
刑事訴訟法 080	<b>356</b>	即決裁判手続	421
刑事訴訟法 081	<b>357</b>	略式命令	422
刑事訴訟法 082	<b>358</b>	刑事免責制度	423
刑事訴訟法 083	<b>359</b>	証拠全般	424
刑事訴訟法 084	<b>360</b>	違法収集証拠の証拠能力	425
刑事訴訟法 085	<b>361</b>	裁判員制度	426
刑事訴訟法 086	<b>362</b>	裁判員裁判の対象事件	427
総務・警務 017	<b>363</b>	メンタルヘルス対策	428
総務・警務 018	<b>364</b>	警察安全相談	429
総務・警務 019	<b>365</b>	警察広報活動	430
総務・警務 020	<b>366</b>	懲戒処分の指針	431
総務・警務 021	<b>367</b>	警察情報セキュリティポリシー	432
総務・警務 022	<b>368</b>	個人情報への適正な取扱い	433
生活安全 027	<b>369</b>	地域住民等に対する防犯情報の提供	434
生活安全 028	<b>370</b>	効果的な犯罪抑止に向けた取組	435
生活安全 029	<b>371</b>	私事性画像被害防止法	436
生活安全 030	<b>372</b>	AV 出演被害防止・救済法	437
生活安全 031	<b>373</b>	児童虐待	438
生活安全 032	<b>374</b>	子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止	439
生活安全 033	<b>375</b>	古物商の営業所等への立入り	440
生活安全 034	<b>376</b>	公安委員会の許可等	441
生活安全 035	<b>377</b>	少年補導における不良行為の種別と態様	442
生活安全 036	<b>378</b>	SNS に起因する子供の性被害防止のための注意喚起・警告活動	443
地域 015	<b>379</b>	情報発信活動	444
地域 016	<b>380</b>	部下に対する指導・教養	445

地域 017	<b>381</b>	自動車検問	446
地域 018	<b>382</b>	警ら	447
地域 019	<b>383</b>	緊急配備	448
地域 020	<b>384</b>	無線機器等の保管管理	449
刑事 033	<b>385</b>	捜査主任官	450
刑事 034	<b>386</b>	捜査資料の管理の徹底	451
刑事 035	<b>387</b>	取り調べ状況報告書等	452
刑事 036	<b>388</b>	鑑捜査及び面割捜査	453
刑事 037	<b>389</b>	盗品等捜査	454
刑事 038	<b>390</b>	コントロールド・デリバリー捜査	455
刑事 039	<b>391</b>	窃盗事件の捜査要領	456
刑事 040	<b>392</b>	捜査特別報奨金	457
刑事 041	<b>393</b>	録音・録画制度対象事件	458
刑事 042	<b>394</b>	現場における初動捜査	459
交通 029	<b>395</b>	国際運転免許証等	460
交通 030	<b>396</b>	座席ベルト等装着義務と免除	461
交通 031	<b>397</b>	点数制度	462
交通 032	<b>398</b>	停車及び駐車	463
交通 033	<b>399</b>	交通違反否認事件	464
交通 034	<b>400</b>	地域交通安全活動推進委員制度	465
交通 035	<b>401</b>	交通事故捜査における実況見分	466
交通 036	<b>402</b>	交通事故の場合の措置等	467
警備 015	<b>403</b>	治安警備実施	468
警備 016	<b>404</b>	大衆運動	469
警備 017	<b>405</b>	警衛	470
警備 018	<b>406</b>	オウム真理教をめぐる動向	471
警備 019	<b>407</b>	我が国におけるテロ対策	472
警備 020	<b>408</b>	小型無人機等対策	473



## ランク [差がつく]

憲法 031	<b>409</b>	思想・良心の自由	476
憲法 032	<b>410</b>	集会・結社の自由	477
憲法 033	<b>411</b>	経済的自由権	478
憲法 034	<b>412</b>	衆議院の解散	479
憲法 035	<b>413</b>	違憲審査権	480
憲法 036	<b>414</b>	地方自治	481
行政法 031	<b>415</b>	公安委員会	482
行政法 032	<b>416</b>	国家支弁による経費	483
行政法 033	<b>417</b>	権限の委任と代理	484
行政法 034	<b>418</b>	地方自治	485
行政法 035	<b>419</b>	行政強制	486
行政法 036	<b>420</b>	行政事件訴訟	487
刑法 087	<b>421</b>	刑法の基本原則	488
刑法 088	<b>422</b>	目的犯	489
刑法 089	<b>423</b>	正当防衛及び緊急避難	490
刑法 090	<b>424</b>	誤想防衛及び過剰防衛	491
刑法 091	<b>425</b>	原因において自由な行為	492
刑法 092	<b>426</b>	不可罰的事後行為	493
刑法 093	<b>427</b>	刑の加重・減輕・執行猶予	494
刑法 094	<b>428</b>	偽証罪	495
刑法 095	<b>429</b>	虚偽告訴等罪	496
刑法 096	<b>430</b>	自殺関与罪及び同意殺人罪	497
刑法 097	<b>431</b>	電子計算機損壊等業務妨害罪	498

刑法 098	<b>432</b>	刑法理論	499
刑法 099	<b>433</b>	事例と刑責	500
刑法 100	<b>434</b>	暴行の意義	501
刑事訴訟法 087	<b>435</b>	特別司法警察職員	502
刑事訴訟法 088	<b>436</b>	逮捕状の執行	503
刑事訴訟法 089	<b>437</b>	逮捕全般	504
刑事訴訟法 090	<b>438</b>	別件逮捕	505
刑事訴訟法 091	<b>439</b>	取調べ全般	506
刑事訴訟法 092	<b>440</b>	捜索差押許可状の請求	507
刑事訴訟法 093	<b>441</b>	捜索・差押え終了後の措置	508
刑事訴訟法 094	<b>442</b>	電磁的記録に対する捜索・差押え	509
刑事訴訟法 095	<b>443</b>	リモートアクセスによる差押え	510
刑事訴訟法 096	<b>444</b>	各種鑑定	511
刑事訴訟法 097	<b>445</b>	命令状と許可状	512
刑事訴訟法 098	<b>446</b>	伝聞例外	513
刑事訴訟法 099	<b>447</b>	証拠の種類	514
刑事訴訟法 100	<b>448</b>	合意制度	515
総務・警務 023	<b>449</b>	惨事ストレス対策	516
総務・警務 024	<b>450</b>	警察官の服装並びに支給品及び貸与品	517
総務・警務 025	<b>451</b>	被留置者の健康状態の把握等	518
総務・警務 026	<b>452</b>	警察におけるデジタル化の取組	519
生活安全 037	<b>453</b>	痴漢事犯の撲滅対策	520
生活安全 038	<b>454</b>	23 条通報（警察官通報）	521
生活安全 039	<b>455</b>	不法就労外国人に係る雇用関係事犯の取締り	522
生活安全 040	<b>456</b>	廃掃法	523
地域 021	<b>457</b>	身近な犯罪対策	524
地域 022	<b>458</b>	個人情報の取扱い	525
地域 023	<b>459</b>	立番・見張り・在所	526
地域 024	<b>460</b>	軽犯罪法違反	527
刑事 043	<b>461</b>	犯罪手口制度	528
刑事 044	<b>462</b>	虚偽自白を生まないための取調べ	529
刑事 045	<b>463</b>	公判対応	530
刑事 046	<b>464</b>	構造的不正事件	531
刑事 047	<b>465</b>	強盗事件の捜査要領	532
刑事 048	<b>466</b>	再被害の防止	533
交通 037	<b>467</b>	道路における禁止行為	534
交通 038	<b>468</b>	環状交差点の通行方法等	535
交通 039	<b>469</b>	点数制度によらない行政処分	536
交通 040	<b>470</b>	違反者講習	537
交通 041	<b>471</b>	外国人に対する交通事案の処理	538
交通 042	<b>472</b>	若年運転者期間制度等	539
警備 021	<b>473</b>	日本赤軍及び「よど号」グループの検挙、実態解明の推進	540
警備 022	<b>474</b>	警察災害派遣隊の即応部隊の編成、運用等	541
警備 023	<b>475</b>	首都直下地震発生時における対策	542
警備 024	<b>476</b>	航空保安に関する留意事項	543



## ワンポイント教養

憲法 001	天皇の権能	17
憲法 005	肖像権と警察活動	22
憲法 007	取材の自由	25
憲法 010	法定手続の保障	29
憲法 011	緊急逮捕の合憲性	31
憲法 017	国会の権能、議院の機能	38
憲法 018	衆議院の優越	40
憲法 019	内閣の権能、内閣総理大臣の機能	42
行政法 008	職務質問	52
行政法 009	所持品検査	54
行政法 011	保護	57
行政法 012	避難等の措置	59
行政法 013	犯罪の予防・制止	61
行政法 014	立入り	63
行政法 015、016	武器の使用	66
行政法 017	地方公務員の服務	68
刑法 002	刑法の場所的適用範囲	74
刑法 006	不作為犯	79
刑法 009、010	正当防衛、緊急避難	84
刑法 011	責任能力	86
刑法 013	事実の錯誤	89
刑法 015	未遂	92
刑法 018	教唆犯と幫助犯	96
刑法 020、021	公務執行妨害罪	100
刑法 024、025	放火の罪	105
刑法 026、027	文書偽造の罪	108
刑法 035	業務妨害罪	117
刑法 039、040	窃盗罪	123
刑法 041	強盗の罪	125
刑法 042	事後強盗罪	127
刑法 043、044	詐欺罪	130
刑法 045	恐喝罪	132
刑訴法 001、002	司法警察員と司法巡査の権限	140
刑訴法 007、008	告訴・告発	147
刑訴法 009	自首	149
刑訴法 017	緊急逮捕できる罪名	158
刑訴法 018、019	現行犯逮捕	161
刑訴法 020、021	準現行犯逮捕	164
		165
刑訴法 022	軽微犯罪の特則	167
刑訴法 029、030	捜索・差押えの実施	176
		177
刑訴法 031	捜索・差押えにおける必要な処分	179
刑訴法 034、035、036	令状によらない捜索・差押え	185
		186
		187
刑訴法 040	強制採尿・強制採血	192
刑訴法 047、048	自白	201

# 法令略称一覧

か	外為法	外国為替及び外国貿易法
	行審法	行政不服審査法
	行訴法	行政事件訴訟法
	刑事収容施設法	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律
	警職法	警察官職務執行法
	刑訴規則	刑事訴訟規則
	刑訴法	刑事訴訟法
	拳銃規範	警察官等拳銃使用及び取扱い規範
	小型無人機等飛行禁止法	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
	国際テロリスト財産凍結法	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法
	国賠法	国家賠償法
	個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律
	国公法	国家公務員法
さ	災対法	災害対策基本法
	裁判員法	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
	児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律
	児童買春禁止法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
	児福法	児童福祉法
	銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
	ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律
	精神保健福祉法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

た	地公法	地方公務員法
	地自法	地方自治法
	通信傍受法	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
	DV防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
	テロ資金提供処罰法	公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律
	道交法	道路交通法
	動物愛護管理法	動物の愛護及び管理に関する法律
	特定商取引法	特定商取引に関する法律
	取調べ監督規則	被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則
な	入管法	出入国管理及び難民認定法
は	廃掃法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律
	犯捜規	犯罪捜査規範
	風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
	不正アクセス禁止法	不正アクセス行為の禁止等に関する法律
ま	麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
	酩酊者規制法	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律
や	行方不明者発見活動規則	行方不明者発見活動に関する規則



**Aランク**

---

**常に出る**

2  
min

001

## 天皇の地位と権能

次は、天皇の地位と権能についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づいている。
- 2 天皇は、内閣総理大臣の指名、最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命、法律や政令の公布などの国事行為を行う。
- 3 天皇の国事行為には、全て内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負うため、天皇は一切の責任を負わない。
- 4 天皇は日本国の象徴であるから、天皇が国事行為を行った場合にはその効果は日本国に帰属するが、天皇が私人として行った行為についてまでその効果が日本国に帰属するものではない。
- 5 皇室に大きな財産が集中することを防止するため、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受ける場合は、国会の議決に基づかなければならない。



## 解説と解答



- 2 「内閣総理大臣の指名」は国会の権能であり（憲法67条1項）、「最高裁判所判事の任命」は内閣の権能（裁判所法39条2項）であるため誤り。なお、最高裁判所長官の任命は、天皇の国事行為である（憲法6条2項）。

**＋プラス解説** 1 憲法1条。3 憲法3条。なお、内閣の助言と承認は1つの行為であり、閣議は1回開けばよいとされている。5 憲法8条。また、全て皇室財産は国に属し、その費用は予算に計上して国会の議決を経ることとされている（憲法88条）。

正解 2





憲法—001

# 天皇の権能



## 試験によくでる天皇の権能を教えて！

天皇は、国政に関する権能を有さず、**国事行為**を行う権能しか有しないものとされており（憲法4条）、国事行為は憲法6条、7条に規定されています。

以下に、試験によくでる天皇の国事行為をまとめました。

天皇の国事行為	
○正しいもの 例 内閣総理大臣の任命 最高裁判所長官の任命 憲法改正・法律・政令及び条約の公布 国会の召集 衆議院の解散 外国の大使、公使の接受	×よくでる誤り 例 内閣総理大臣の <b>指名</b> 内閣総理大臣の <b>罷免</b> 最高裁判所長官の <b>認証</b> 省令の公布 参議院の緊急集会の召集

内閣総理大臣の指名（正しくは「**任命**」）、最高裁判所長官の認証（正しくは「**任命**」）などは特によくでる誤りです。

なお、国会の召集や衆議院の解散については、**内閣が決定**し、天皇が**宣旨**行為を行うという形をとっています。天皇が、国会の召集や衆議院の解散について決定できるわけではありません。

A  
ランク

常に正しく

憲法

B  
ランク

よくでる誤り

憲法

C  
ランク

差がつく

憲法



3

min

## 002 基本的人権

次は、基本的人権についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 憲法は国民に基本的人権を保障しており、国民はその全ての享有を妨げられず、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
- 2 基本的人権は、憲法の制定によって初めて与えられる権利であり、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。
- 3 基本的人権は、自由権、参政権、社会権的基本権、受益権などと分類されることがあるが、2つ以上の分類にあてはまる複合的な性格を有する人権もある。
- 4 憲法は、基本的人権を個別的に列挙する方式をとっているが、それだけに限られるものではなく、個人の人格的生存に不可欠な権利については、憲法13条の幸福追求権を根拠に認められると解されている。
- 5 自由権は、個人の領域を国家が侵害しないことをその本質とし、人権保障の確立期から基本的人権の中心となる権利であり、精神的自由、経済的自由及び人身の自由に分けられる。



## 解説と解答



2 「憲法の制定によって初めて与えられる権利」は誤り。基本的人権は、前国家的・前憲法的な性質を有し、憲法はこれを確認しているにすぎない。基本的人権は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならないという点は正しい（憲法12条、97条）。

**＋プラス解説** 1 憲法11条は、人権の固有性、不可侵性、普遍性を示している。3 例えば、教育を受ける権利（憲法26条）は、社会権的基本権に分類されるが、精神的自由権の側面も持っている。4 憲法13条を根拠に認められる新しい人権としては、プライバシー権などがある。5 精神的自由の制約の合憲性は、経済的自由の制約の合憲性よりも厳格な審査に服するとされている。

正解 2

2  
min

## 003 人権享有主体性



次は、人権享有主体性についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 憲法は、国民に対し、侵すことのできない永久の権利として基本的人権を保障しているが、日本国民たる要件は法律で定めることとされている。
- 2 憲法は、文言上、基本的人権を「国民の権利」としているが、判例は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく基本的人権の保障が及ぶものと解している。
- 3 未成年者も国民であるから基本的人権は当然保障されるが、心身ともに発達途上にあるため、社会的に成熟した人間を想定した権利については、必要最小限度の制約がなされている。
- 4 基本的人権の実質的根拠は個人の尊重にあることから、法律によって人格を付与されたにすぎない法人については、基本的人権は保障されず、その設立の根拠となる法律によって法人の権利が定められる。
- 5 刑事施設被収容者も基本的人権を享有するが、拘禁目的の実現と施設内の規律秩序維持のため、必要かつ合理的な限度内でその制限を受ける。



## 解説と解答



- 4 憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用される（最大判昭45.6.24）。なお、権利の性質上、法人に適用されない基本的人権としては、選挙権・被選挙権、一定の人身の自由、生存権等が挙げられる。

**+** **プラス解説** 1 憲法10条、11条。日本国民たる要件は国籍法が定めている。2 最大判昭53.10.4。3 例えば、参政権や飲酒・喫煙の自由が制限されている。5 例えば、喫煙の自由は制限され（最大判昭45.9.16）、新聞の閲読は合理的な範囲で制限される（最大判昭58.6.22）。

正解 4

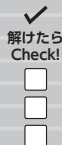
A  
ランク常  
に  
正  
解  
の  
レ  
ン  
ガ憲  
法B  
ランクた  
い  
に  
正  
解  
の  
レ  
ン  
ガ憲  
法C  
ランク差  
が  
つ  
く憲  
法



**Bランク**

---

**よく出る**



**3**  
min **271**

## 法の下平等

次は、法の下平等についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 憲法14条1項は、国民に対し絶対的な平等を保障したのではなく、合理的な理由なくして差別することを禁止する趣旨であるから、事柄の性質に応じて合理的な差別取扱いをすることは否定されない。
- 2 憲法14条1項は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないと規定しているが、これらは例示列挙であると解されている。
- 3 判例は、男子の定年年齢を60歳、女子の定年年齢を55歳と定める就業規則は、専ら女子であることのみを理由として性別による不合理な差別を定めたものとして民法90条により無効であるとしている。
- 4 判例は、条例による営業規制については、地域によってその取締りに異なる取扱いがなされることとなるのであるから、法の下平等に反し憲法14条1項に違反するとしている。
- 5 判例は、改正前の刑法200条の尊属殺重罰規定については、尊属殺の法定刑を死刑又は無期懲役のみに限っている点において、その立法目的達成のための必要な限度をはるかに超え、憲法14条1項に違反して無効であるとしている。



### 解説と解答



- 4 憲法94条が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生じることは当然に予測されるから、かかる差別は憲法自ら容認するところであり、地域差をもって違憲ということはできない（最大判昭33.10.15）。

**＋プラス解説** 1 憲法14条1項は、絶対的平等ではなく相対的平等であると解されている（最大判昭39.5.27）。2 最大判昭39.5.27。3 最判昭56.3.24。5 最大判昭48.4.4。なお、尊属殺重罰規定は平成7年の改正により削除された。

正解 4

2  
min

272

## 精神的自由権

次は、精神的自由権についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 精神的自由権は、内面的な精神活動の自由と外面的な精神活動の自由に分けられ、思想・良心の自由、信教の自由、表現の自由、職業選択の自由及び学問の自由が含まれる。
- 2 憲法19条は思想・良心の自由を保障しているが、一般に、思想と良心を厳密に区別せず、両者を一括して人間の内面的な精神作用として捉えている。
- 3 憲法20条は信教の自由を保障しているが、これには信仰の自由、宗教的行為の自由、宗教的結社の自由の3つが含まれる。
- 4 憲法21条1項は表現の自由を保障しているが、これには自己実現の価値と自己統治の価値の2つの価値が含まれていると解されている。
- 5 憲法23条は学問の自由を保障しているが、これには学問研究の自由、研究発表の自由、教授の自由の3つが含まれる。

A  
ランク

常に正解

憲法

B  
ランク

よく正解

憲法

C  
ランク

差がつく

憲法



## 解説と解答



1 「職業選択の自由」は誤り。憲法22条1項の規定する職業選択の自由は、自らが従事する職業を決定する自由であるが、職業は営業などの経済活動として捉えられ、経済的自由権とされている。

**＋プラス解説** 2内面的な精神作用として世界観、国家観、人生観などが挙げられる。3信仰の自由は内心の自由であるから絶対的に保障されるが、宗教的行為の自由と宗教的結社の自由は外部的行為を伴うから公共の福祉による制約に服する。4自己実現の価値は自己の人格を形成・発展させる個人的な価値であり、自己統治の価値は民意の形成とそれに基づく国政運営がなされるという社会的な価値である。5憲法23条は主に大学における学問研究を対象としていると解されている。

正解 1

3  
min

273

## 信教の自由

次は、信教の自由についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 信教の自由とは、自己の信じる宗教を信仰し実践することについて国家権力に干渉されないことをいう。
- 2 宗教的行為については外部的行為を伴うから、公共の福祉による制約に服し、宗教的行為が違法な有形力の行使に当たる場合には、これを処罰しても信教の自由の保障に反しない。
- 3 宗教団体を結成したりこれに加入したりする宗教的結社の自由については、専ら憲法21条1項の結社の自由で保障される権利であり、憲法20条1項の信教の自由によっては保障されていない。
- 4 憲法20条3項は国及びその機関はいかなる宗教的活動もしてはならないと規定しているが、判例は、目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になる行為が、禁止される「宗教的活動」であるとしている。
- 5 県知事が<sup>だいじょうさい</sup>大嘗祭に参列し拝礼した行為は、公権力と宗教とが関わり合いを持つものであるが、天皇に対する社会的儀礼を尽くす目的であり、その効果も特定の宗教に対する援助又は圧迫等になるものではないから、関わり合いの程度が相当とされる限度を超えず、政教分離原則に違反しない。



### 解説と解答



- 3 「専ら憲法21条1項の結社の自由で保障される権利であり、憲法20条1項の信教の自由によっては保障されていない」は誤り。宗教的結社の自由は、憲法21条1項の結社の自由のほか、憲法20条1項の信教の自由でもまた保障されている。

**+** プラス解説 2最大判昭38.5.15。4最大判昭52.7.13。5最判平14.7.11。

正解 3

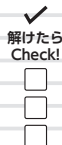


**Cランク**

---

**差がつく**





3  
min

409

## 思想・良心の自由

次は、思想・良心の自由についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 国家は、特定の思想を強制したり禁止したりすることはできず、また、自己の思想を告白することを強制してはならないが、単なる思想の調査をする程度のことであれば許されると解されている。
- 2 判例は、憲法19条は私人間には直接適用されないと解しており、企業者が特定の思想、信条を有する者を雇い入れることを拒んでも、当然に違法とすることはできないと判示している。
- 3 公務員に服務の宣誓を行わせることについては、公務員は憲法尊重擁護義務を負っているから、憲法19条に違反しないと解されている。
- 4 判例は、公立小学校で入学式の国歌斉唱の際に、音楽教諭が君が代のピアノ伴奏をする行為について、特定の思想を有するというを外部に表明する行為であるとは評価できないため、憲法19条には違反しないと判示している。
- 5 裁判所が新聞紙上に、いわゆる謝罪広告の掲載を命じる判決は、謝罪広告の内容が単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度のものであれば、憲法19条に違反しない。



### 解説と解答



1 国家は、特定の思想の強制や禁止、思想告白の強制をしてはならないことはもとより、思想調査をすることも憲法19条により禁止される。憲法19条は自由な思想形成を保障するものと解される。

**+** **プラス解説** 2 最大判昭48.12.12。3 憲法99条。4 最判平19.2.27。5 謝罪広告とは、人の名誉や信用を毀損した者がそれを謝罪するために行われる広告であり、一般には新聞紙上に謝罪広告を掲載する方法でなされる。これが思想及び良心の自由を侵害するか否かが争われた事案で判例は、単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度のものであれば、思想及び良心の自由を侵害しないとす(最判昭31.7.4)。

正解 1

3  
min

## 410 集会・結社の自由

次は、集会及び結社の自由についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 集会は、多数人が一定の目的のために特定の場所に集合することであるが、憲法21条1項は、集会を開催すること、それに参加することについて、公権力の制約を受けないことを保障する。
- 2 公共施設において集会を行おうとする場合において、その集会の目的に反対する他のグループが実力で阻止し、妨害しようとして街宣活動をするおそれがあるという程度で施設の利用を不許可にすることは、憲法21条の趣旨に反する。
- 3 道路を使用して集団行進をしようとする者に対する道路交通法77条による規制は、明確かつ合理的な基準を掲げて不許可の場合を厳格に制限しており、合憲である。
- 4 道路におけるデモ行進などの集団示威行為は、公園などにおける集会と異なり、公衆の交通の利用との調整が必要であるから、一般的な許可制を定めて事前に抑制することもやむを得ない規制として許される。
- 5 結社は、一定の目的のために多数人が結成する団体であるが、政党など政治的な結社のほか、経済活動にかかわる株式会社や労働組合、文化的な活動をする社団法人など多様なものが含まれる。

A  
ランク常に正解の  
問題憲  
法B  
ランクほぼ正解の  
問題憲  
法C  
ランク差がつく  
問題憲  
法

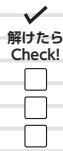
## 解説と解答



- 4 判例は、行列行進又は公衆の集団示威運動は、本来国民の自由とするところであるから、単なる届出制を定めるのではなく、一般的な許可制を定めてこれを事前に抑制することは、憲法の趣旨に反し許されないとしている（最大判昭29.11.24）。

**＋プラス解説** 1 多数人が集合する集会は、民主主義社会における意見表明の手段として重要な位置を占める。2 不許可には、明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見される必要があるとされている（最判平7.3.7）。3 道路使用許可制度によるものである（最判昭57.11.16）。5 目的を問わず憲法21条1項の結社に含まれると考えるのが一般である。

正解 4



3 min 411

## 経済的自由権

次は、経済的自由権についての記述であるが、誤りはどれか。

- 1 憲法22条1項は職業選択の自由を保障しているが、選択した職業を遂行することもこれに含まれていると考えられるから、いわゆる営業の自由も同項によって保障される。
- 2 判例は、経済的自由権に関する限り、精神的自由権に関する場合とは異なって、社会経済政策の実施の手段として一定の合理的規制措置を講ずることは、もともと憲法が予定し許容するところと解している。
- 3 憲法29条1項は、財産権はこれを侵してはならないと規定しているが、これは社会的経済的活動の基礎をなす国民の個々の財産権を保障するにとどまると解されており、財産権を制度として保障することまでは含まれていない。
- 4 会社関係者などが未公開情報による株式取引で不正な利益を図る、いわゆるインサイダー取引を犯罪として禁止する金融商品取引法の規定は、憲法29条2項にいう公共の福祉に適合する制限を定めたものであり、同条に違反しない。
- 5 暴力団員に対して住宅明渡請求を認める市営住宅条例による居住の制限は、公共の福祉による必要かつ合理的なものであることが明らかであるから、憲法22条1項に違反しない。



### 解説と解答



3 「財産権を制度として保障することまでは含まれていない」は誤り。憲法29条1項は、財産権と私有財産制度のいずれも保障していると解されている（最大判昭62.4.22）。

**＋プラス解説** 1 最大判昭50.4.30。2 経済的自由権は積極目的規制にも服するとされている（最大判昭47.11.22）。4 本件規定は、証券取引市場の公平性、公正性を維持するとともに、一般投資家の信頼を確保するためのものとされている（最大判平14.2.13）。5 最判平27.3.27。なお、憲法22条1項に規定される居住の自由は、経済的自由権であるとともに、人身の自由と関連し、精神的自由権の要素も併せ持っていると考えられている。

正解 3